

米子市まちづくり活動支援交付金 申請事業内容説明発表会（プレゼンテーション）について

申請された事業は、「米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会」（学識経験者、市民活動団体関係者など）が審査を行い、その結果を基に市長が交付団体を決定いたします。

審査会では、申請書提出団体から事業内容の説明発表を行っていただきますが、発表は次の手順で行います。

1. プレゼンテーションの手順

- ①プレゼンテーションの順番は、原則として申請書を事務局（市民自治推進課）に提出された順番とします。
- ②プレゼンテーションは、原則公開で行います。
- ③申請書提出団体から事業内容について、5分以内で発表してください。
 - ※ **5分経過時点**で、事務局が**ベルを1回**鳴らします。発表のまとめにはいってください。
 - ※ **6分経過時点**で事務局が**ベルを2回**鳴らします。発表の途中であっても終了としますので、時間内で工夫して発表してください。
- ④発表のあと審査委員から質問することがありますので、簡潔に回答してください。
質疑の時間は、概ね7分とします。
- ⑤1団体の所要時間は、評価表をまとめる時間も含め、概ね17分とします。
- ⑥発表者の人数は問いません。
- ⑦発表終了後は、お帰りになってもかまいません。
- ⑧後日、市長が交付団体を決定し、応募団体にその結果をお知らせします。
（7月中旬頃の予定。後日、担当が皆様にご連絡します。）

2. プレゼンテーションの開催日と場所

期日：平成28年6月1日（水）

場所：市役所本庁舎4階 402会議室

- ※ 各団体の審査開始予定時間などについては、別紙〈申請事業内容説明発表会（プレゼンテーション）スケジュール〉でご確認ください。
- ※ 審査開始予定時間の15分前までに会場受付までお出かけください。発表の準備が整いましたら係員がお迎えに上がりますので、それまでは受付付近にてお待ちください。（別紙会場レイアウトをご参照ください。）
- ※ 駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。駐車券無料化の手続きをさせていただきます。

3. その他

- ① プレゼンテーションの資料は、申請書類一式（コピー）となります。事務局で準備し、事前に審査委員の皆さんにお渡ししますので、発表者の方で準備される必要はありません。
その他にプレゼンテーション用の資料を独自に準備される場合には、発表者の方でご準備いただき、前日までに18部を担当までご持参ください。
- ② パワーポイントを使用してのプレゼンテーションも可能です。その場合には、5月25日～5月30日（土、日は閉庁）までに、下記の担当まで事前にデータをお渡しください。

ご不明な点は、米子市役所市民自治推進課へお問い合わせください。
電話：23-5373（担当：影岡）